

# 第11次留萌市交通安全計画の概要

## 第1章 交通安全計画について

### 1 計画の位置付け・期間等

- (1) 根 拠：交通安全対策基本法第26条
- (2) 作成主体：留萌市
- (3) 期 間：令和4年度～令和8年度
- (4) 目 的：人命尊重の理念のもとに交通事故のない社会を目指して総合的な交通安全対策を推進し、市民の安全の確保を図る。

### 2 計画の基本理念

- 【交通事故のないまちを目指して】  
【人優先の交通安全思想】  
【高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築】
- (1) 交通社会を構成する三つの要素
  - (2) 救助・救急活動及び被害者支援の充実
  - (3) 参加・協働型の交通安全活動の推進
  - (4) 効果的・効率的な対策の実施

### 3 計画の推進

- (1) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- (2) 地域ぐるみの交通安全対策の推進

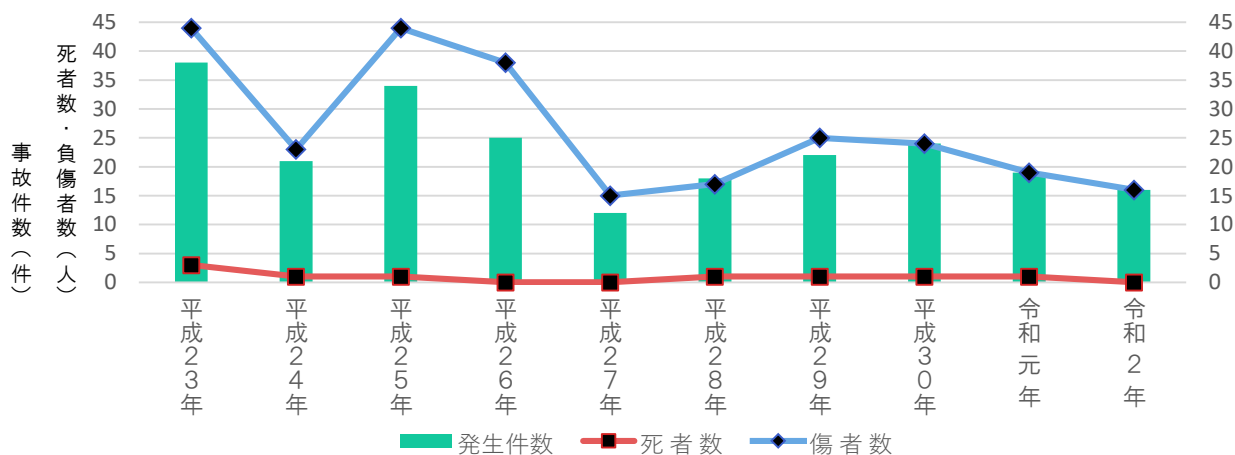
### 4 計画期間において特に注視すべき事項

- (1) 高まる安全への要請と交通安全
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響の注視

## 第2章 交通事故等の現状等

### 1 道路交通事故の現状

【留萌市交通事故年別発生状況の推移】



《第10次交通安全計画における目標について》

- ・「交通事故死者数0人」については、令和2年及び令和3年のみ達成している。
- ・「人身を伴う交通事故発生件数を10件以下」については、令和3年のみ達成している。

《第10次交通安全計画における交通事故の現状について》

- ・ 傷者・死亡者については、20歳代から50歳代が大半を占めており、65歳以上の高齢者は、約2割となっている。
- ・ 「前方不注意」、「前左右府確認」、「ブレーキ操作」などの安全運転義務違反が大半を占めており、「うっかり型」の事故が多発している。
- ・ 事故の約半数が市道で発生しており、次点には、市内に3線ある国道で発生している。
- ・ 事故の6割以上が交差点または、その付近で発生している。
- ・ 交通事故の約4割が業務中・通勤中に発生している。

### 2 踏切事故の現状 平成29年を最後に踏切事故は発生していない。

## 第3章 交通安全計画における目標

### 1 道路交通の安全についての目標

- ・ 年間交通事故死者数ゼロを目指す
- ・ 年間の人身を伴う交通事故発生件数10件以下を継続する

### 2 踏切道における交通の安全についての目標

- ・ 事故の発生を極力防止する。

## 第4章 施策の柱と重点課題

### 【施策の柱】

1 道路交通環境の整備

2 交通安全思想の普及徹底

3 救助・救急活動の充実

4 被害者支援の充実

5 踏切道における交通の安全

### 【重点課題】

#### 1 高齢化社会を踏まえた総合的な対策

高齢者に対する総合的な交通安全対策の推進、公共交通機関への利用の誘導

#### 2 子どもの安全確保

安全な歩行空間の確保、保護者への啓発

#### 3 飲酒運転の根絶

飲酒運転を根絶するための社会環境づくり

#### 4 スピードダウン

交通安全意識の高揚

#### 5 シートベルトの全席着用

交通事故の実態に基づく必要性の普及啓発

#### 6 自転車の安全利用

自転車の交通ルール、マナーに関する交通安全教育の充実

#### 7 生活道路における安全確保

地域における速度抑制を図るための道路交通環境の整備、安全な走行方法の普及

#### 8 踏切道における交通安全対策

踏切の状況を勘案し、構造、横断施設、交通規制、統廃合等の必要性について検討

#### 9 冬季の交通の安全

交通環境や路面状況に応じた対策、冬期間における歩行空間の確保

## 第5章 講じようとする施策

### 施策の柱

### 推進施策

#### 1 道路交通環境の整備

- (1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- (2) 幹線道路における交通安全対策の推進
- (3) 交通安全施設等の整備の推進
- (4) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化
- (5) 効果的な交通規制の推進
- (6) 自転車利用環境の整備
- (7) 公共交通機関利用の促進
- (8) 災害に備えた道路交通環境の整備
- (9) 冬季道路交通環境の整備

#### 2 交通安全思想の普及徹底

- (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- (2) 効果的な交通安全教育の推進
- (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
- (4) 交通の安全に関する団体等の主体的活動の推進
- (5) 地域における交通安全運動への参加・協働の推進

#### 3 救助・救急活動の充実

- (1) 救助・救急体制の整備
- (2) 救急医療体制の整備
- (3) 救急関係機関の協力関係の確保等

#### 4 被害者支援の充実

- (1) 交通事故相談窓口の周知
- (2) 損害賠償の請求についての相談

#### 5 踏切道における交通の安全

- (1) 踏切道における交通規制要望
- (2) その他踏切道の交通の安全を図るための措置